

千葉県地域密着型サービス等整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本市における高齢者施設（以下「施設」という。）の整備を促進するため、社会福祉法人等が行う施設建設の事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほかこの要綱に基づき、当該社会福祉法人等に対し補助金を交付する。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、千葉県介護施設等整備事業補助金交付金実施要綱（以下「県要綱」という。）第4の1（1）に規定する地域密着型サービス等整備助成事業の交付の対象となる事業とする（当事業における土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする）。

(補助事業者)

第3条 補助金交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、別表に定める補助対象事業者とする。

(補助金の額)

第4条 補助事業の補助額については、別表に掲げる対象経費と補助基準額を比較して、少ない方の額とする。

(交付の申請)

第5条 補助事業者は、規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、千葉市地域密着型サービス等整備事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更（市長が定める軽微な変更を除く）をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容のうち、次の事項を変更する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - ア 建物の規模、構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
 - イ 建物等の用途
 - ウ 入所定員又は利用定員
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (5) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助事業の目的に反して使用

し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。ただし、補助金の交付目的及び当該財産の耐用年数を勘案した「平成20年7月厚生労働省告示第384号補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」の期間を経過した場合は、この限りではない。

- (6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の一部又は全部を市に納付させることがあること。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (8) 補助事業者は、補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておくこと。
- (9) 補助事業者は、補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (10) 補助事業者は、補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (11) 補助事業を行うために締結するいかなる契約についても、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠すること。
- (12) 補助事業者は、この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金又は日本自動車振興会、日本小型自動車振興会若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。
- (13) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）に補助事業者は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第14号）により速やかに、事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日（閉庁日の場合は、前閉庁日）までに市長に報告するものとする。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市長にこの補助金に係る仕入控除額があることが確定したことの報告があった場合は、当該仕入控除税額を市に納付するものとする。

- (14) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認め、個別に付する条件がある場合については、これを遵守すること。
- (15) 市長は、補助事業者が次のアからウまでのいずれか一に該当した時は、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことがある。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付決定の内容又は（１）から（14）までにより付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

（交付決定通知）

第 7 条 規則第 6 条の規定による通知は、千葉市地域密着型サービス等整備事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）によるものとする。

（変更交付の申請等）

第 8 条 補助事業者は、第 6 条第 1 号の規定による承認を受け、補助金の変更交付の申請をしようとするときは、千葉市地域密着型サービス等整備事業補助事業変更交付申請書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更交付の申請があったときは、変更の内容を調査し、補助金の変更交付を決定し、千葉市地域密着型サービス等整備事業補助金変更交付決定通知書（様式第 4 号）により、通知するものとする。

3 補助事業者は、第 6 条第 3 号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市地域密着型サービス等整備事業補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

（状況報告）

第 9 条 補助事業者は、規則第 10 条の規定による状況報告をしようとするときは、補助金交付決定に係る年度の 12 月末現在で作成した千葉市地域密着型サービス等整備事業補助事業工事進捗状況報告書（様式第 6 号）を該当年度の 1 月 10 日までに市長に提出して行うものとする。

（実績報告）

第 10 条 補助事業者は、規則第 12 条の規定による報告をしようとするときは、補助事業が完了してから 30 日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに千葉市地域密着型サービス等整備事業補助事業実績報告書（様式第 7 号）を市長に提出するものとする。

なお、事業を翌年度に繰越するときは、千葉市地域密着型サービス等整備事業補助事業実績報告書（様式第 7 号）の他に、千葉市地域密着型サービス等整備事業年度終了報告書（様式第 8 号）をこの補助事業の交付決定に係る市の会計年度の翌年度の 4 月 15 日（閉庁日の場合は、前開庁日）までに市長に提出するものとする。

（額の確定通知）

第 11 条 規則第 13 条の規定による通知は、千葉市地域密着型サービス等整備事業補助金額確定通知書（様式第 9 号）によるものとする。

（交付の請求）

第 12 条 補助事業者は、規則第 16 条第 1 項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市地域密着型サービス等整備事業補助金交付請求書（様式第 10 号）を市長に提

出するものとする。

- 2 補助事業者は、規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市地域密着型サービス等整備事業補助金一括（分割）事前交付請求書（様式第11号）を市長に提出するものとする。

（決定の取消通知）

- 第13条 市長は、第6条第15号の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、千葉市地域密着型サービス等整備事業補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

（返還命令）

- 第14条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市地域密着型サービス等整備事業補助金返還命令書（様式第13号）によるものとする。

（委任）

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、千葉市地域密着型サービス等整備事業補助金の交付に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月7日から施行し、平成26年3月31日から適用する。ただし、別表は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年1月21日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ただし、平成26年度事業として千葉市介護基盤緊急整備特別対策事業補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）に基づく交付の決定を受け、予定の期間内での事業完了が不可能となったため、施工予定期間を変更したうえで平成27年度事業として交付申請がなされた場合には、旧要綱に規定する補助基準額を適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行し、平成30年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年９月１日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年８月１日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年１１月１日から施行する。

別表

第2条事業

補助対象事業	対象経費	補助基準額	補助対象事業者
地域密着型特別養護老人ホーム	補助対象施設分の工事費、工事請負費に係る経費（ただし、造成工事、外構工事、倉庫及び車庫の建設に要する経費等は除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度とする。）	5,280 千円×床数	社会福祉法人
小規模多機能型居宅介護事業所		※39,600 千円	・ 対象事業を行うことができる法人 ・ 運営法人に有償で貸し付ける目的で補助対象事業所を整備する土地所有者
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
認知症高齢者グループホーム			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		7,000 千円	
（空き家を活用した整備） 認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所については、空き家を活用して整備する場合、上記補助基準額欄中の単価（※が付記されている金額）は全て 10,500 千円とする。 （介護施設等の合築等） 別表第2条事業に掲げる施設等を合築・併設して整備を行う場合に、合築・併設する施設それぞれ上記の交付基礎単価に 1.05 を乗じた額を補助基準額とする。			